

松本市立病院 新病院建設支援業務 基本仕様書

1 業務名

松本市立病院 新病院建設支援業務

2 業務委託期間

契約締結日 ～ 令和5年3月31日まで

3 業務の概要

本業務は、新病院建設基本計画を踏まえ、さらには近年の医療政策、新型感染症対応や建築動向等にも鑑み、新病院建設に向け、基本設計事業者の選定支援、医療機器等の整備、情報システムの構築、さらにはコンストラクション・マネジメントによる設計・建設段階における調整管理などを総合的に行うことのできる専門的知識や実績を有する事業者を選定し支援を受けることにより、円滑に新病院建設業務を進めることを目的とする。

4 業務内容

(1) コンストラクション・マネジメント業務

ア 基本設計者の選定支援

- (ア) 設計者選定に必要な書類を作成する際に適宜、作成の支援を行う。
- (イ) 基本設計者選定の公告を行った際に事業者への質疑回答の内容を精査する。
- (ウ) 技術提案書審査において必要な支援を行う。
- (エ) 基本設計者選定における必要な協議、資料提供を適宜行う。

イ 基本設計におけるマネジメント

- (ア) 発注者（病院内）体制の確認及び構築、プロジェクト関係者の役割分担の明確化発注者体制の構築について、必要な人員や役割分担の明確化等について確認及び助言する。
- (イ) プロジェクトの情報管理
プロジェクトの運営における伝達・記録・保存の対象となる情報を定め、その管理方法を提案し、決定した方法にて管理・更新を行う。
- (ウ) 会議体の提案と運営支援
各会議体の目的に応じた会議体、及びその参加者、頻度等を提案し、決定した会議体における運営を支援する。
- (エ) 基本設計方針の確認
発注者の要求事項（基本方針、目標コスト、目標工期等）を確認し、

基本設計方針に反映されているかを確認する。

- (オ) マスタースケジュールの作成・管理
基本設計段階、実施設計段階、工事発注段階、施工段階のマスタースケジュールを作成し、発注者の承認を得る。また、必要に応じて、関係する附帯工事等のスケジュールも転記し、必要に応じて更新を行う。
 - (カ) 基本設計スケジュールの管理
設計者が作成した基本設計スケジュールを確認する。疑義がある場合は、発注者に報告し承認を得た上、基本設計スケジュールの変更を設計者に依頼する。発注者の指示があった場合はマスタースケジュールを更新する。
 - (キ) 基本設計内容の検証（品質、工程、コストなど技術的課題を含む）
基本設計の期間中、随時継続的に設計内容が発注者の要求（品質・工程・コスト・施工性など）から明らかに逸脱しているか否かを確認し、結果を発注者に報告する。
 - (ク) 設計課題の管理
設計課題を抽出し、設計者に課題解決策を求める。設計者から報告された課題解決策の取組進捗を管理し、結果を発注者に報告する。
 - (ケ) 設計者作成の工事概算の確認・検証
基本設計中及び基本設計完了時の設計者から提出された工事費概算書について、基本設計図書との整合性及び工事予算額との比較及び適正価格についての検討を行い、その結果を発注者に報告する。工事予算額との関係で疑義があると受託者が判断した場合、発注者と協議し対応策について助言する。
 - (コ) 基本設計図書等の内容の確認
基本設計図書及び関連する成果品の内容について、発注者の要求（品質・工程・コスト・施工性など）から明らかに逸脱しているか否かを確認し、その結果を発注者に報告する。
- (2) 運営計画支援業務
- ア 業務委託方針の検討
現病院の情報から、新病院における委託する業務範囲の検討と各業務別委託内容の詳細な検討を行う。
 - イ 事業収支計画の策定支援
新病院建設構想策定において整理した事業収支計画について建設工事費、機器・情報システムの整備内容等に合わせて精緻化を図るとともに、別途策定する人員配置計画に基づく人件費についての反映を行う。また、

新病院機能や運営方針に合わせて、収入及び支出に関する内容のシミュレーションを実施する。

(3) 医療機器等整備支援業務

ア 医療機器・什器備品整備計画の策定

- (ア) 現場調査（写真撮影含む。）及び各部門ヒアリングを通じて、新病院へ移設可能な医療機器・什器・備品等（以下「医療機器等」という。）並びに現病院での更新及び新病院での新設医療機器等の区分整理を行い、医療機器等整備リストを作成する。また医療機器等整備リストは、機器種別ごとに新病院の部門別、諸室別に必要台数を整理する。なお、医療機器等管理シールを作成し、調査済みの医療機器等に貼付する。
- (イ) 更新、新設及び移設医療機器等について、レイアウト図、医療機器に関わる設備プロット図及び建築・設備条件資料（医療機器等の電気容量等の計算書含む。）の作成並びに工事区分調整を行う。また、必要に応じて設計の進捗に合わせて、検討会議への参加、資料の提供、打合せ、設計図確認等を行う。

(4) 医療情報システム整備支援業務

ア 医療情報システム基本計画の策定

- (ア) 現病院における医療情報システムの稼働状況等を調査し、新病院開院までのシステム移行について、更新手法、時期等の最適な全体方針を提案する。
- (イ) 現病院における医療情報システムについて、現状分析及び課題抽出を行い、新病院におけるシステム化の範囲、基幹システム及び部門別システムの更新や導入計画、既存システムの移設、最新技術（無線LAN、院内Wi-Fi、仮想化、DX推進等）の導入計画、選定スケジュール等を整理して、医療情報システムの構成、ネットワーク構成等（以下「医療情報システム等」という。）を基本計画として提案する。

5 成果品

- (1) 成果品として次ぎのもの各1部と、同じ内容の電子データを提出すること。

新病院建設支援業務 業務委託報告書

- (2) その他、会議体の各種資料等は、市立病院と協議のうえ業務期間中の成果物として随時提出すること。

6 契約額の支払い

前記5に示す成果物等を受領後、支払うものとする。

7 その他制約事項

- (1) 契約書、本仕様書に定めのない事項で疑義が生じた場合は、本市及び受託者協議のうえ定めるものとする。
- (2) 本業務の確実な履行が得られないと本市が判断した場合は、受託者は本市の求めに応じ、速やかに改善の措置を講じること。
- (3) 本業務に必要な分析等の資材、器具、消耗品等は、すべて受託者の負担とする。
- (4) 本業務の工程における書類及び成果物等に対する一切の権利は、原則全て本市に帰属するものとし、これら成果物等の第三者への提供、公開等については、本市の承諾を必要とする。
- (5) 本業務の遂行上必要とする本市が提供する資料等は、本業務以外に使用してはならない。また、本市から貸し出す資料等については、文書收受管理台帳等を作成し管理すること。
- (6) 受託者は、業務上知り得た情報について、将来にわたって他に漏らさないこと。
- (7) 成果物について、その全部または一部を広く市民に公表することとなるため、図表を使って視覚的に表現する等、わかりやすい表現を工夫すること。
- (8) 受託者は、個人情報を取扱う場合には、その取扱いについて、個人情報保護法及び松本市個人情報保護条例及び松本市情報セキュリティ対策基本要綱を遵守すること。

8 担当

松本市病院局事務部病院建設課 TEL：(0263) 92-6011